

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人国立美術館(東京国立近代美術館)	
案件番号	1	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館設備管理業務 一式	
契約締結日	平成26年2月28日	
契約の相手方の商号又は名称等	国際ビルサービス株式会社	
入札経緯及び結果	東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館設備管理業務のために入札に付したが、1者応札となった。	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	必要最低限の仕様としている。
②業務等準備期間の十分な確保	×	早期発注(公告期間を早める)を検討する。
③公告期間の見直し	○	公告期間を13日から21日間に延ばした。
④公告周知方法の改善	○	館外での書面掲示及びHPにて周知している。
⑤電子入札システムの導入	×	導入のメリット及びデメリットを検討している。
⑥業者等からの聴き取り	×	次回入札時の参考のため、聴き取りを行う。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館の建物が特殊であることが、1者応札の要因となっていると考えられるが、引き続き公告期間を20日以上設け、競争性を確保する。		
契約監視委員会のコメント		
建物自体が特殊であることは理解したが、対象の範囲が広がるよう工夫できないか検討頂きたい。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
映画フィルムの保存に影響のない範囲で、条件を緩和できるか検討する。		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人国立美術館(東京国立近代美術館)	
案件番号	2	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館空調・換気・計装設備保守業務 一式	
契約締結日	平成26年3月11日	
契約の相手方の商号又は名称等	高砂熱学工業株式会社横浜支店	
入札経緯及び結果	東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館空調・換気・計装設備保守業務のために入札に付したが、結果1者応札となった。	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	必要最低限の仕様としている。
②業務等準備期間の十分な確保	×	早期発注(公告期間を早める)を検討する。
③公告期間の見直し	○	公告期間を20日以上設けている。
④公告周知方法の改善	○	館外での書面掲示及びHPにて周知している。
⑤電子入札システムの導入	×	導入のメリット及びデメリットを検討している。
⑥業者等からの聴き取り	×	次回入札時の参考のため、聴き取りを行う。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館の建物が特殊であることが、1者応札の要因となっていると考えられるが、引き続き公告期間を20日以上設け、競争性を確保する。		
契約監視委員会のコメント		
建物自体が特殊であることは理解したが、可能な限り開示できる情報を検討することで、対象の範囲が広がるのではないかと検討頂きたい。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
可能な限り開示できる情報等を検討し、応札者数が増えるように努める。		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人国立美術館(東京国立近代美術館)	
案件番号	3	
入札及び契約方式	公募	
契約の件名及び数量	東京国立近代美術館ガスの供給 一式	
契約締結日	平成26年8月8日	
契約の相手方の商号又は名称等	東京ガス株式会社	
入札経緯及び結果	東京国立近代美術館ガスの供給のために公募を行ったが、1者応募となった。	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	必要最低限の仕様としている。
②業務等準備期間の十分な確保	×	早期発注(公告期間を早める)を検討する。
③公告期間の見直し	○	公告期間を20日以上設けている。
④公告周知方法の改善	○	館外での書面掲示及びHPにて周知している。
⑤電子入札システムの導入	×	導入のメリット及びデメリットを検討している。
⑥業者等からの聴き取り	×	応札者以外からの資料要求がなかった
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
ガスは供給先が限られることが、1者応募の要因となっていると考えられるが、引き続き公募を行い、競争性を確保する。		
契約監視委員会のコメント		
供給先が限られることは理解している。今後も1者応募が続くようであれば随意契約事前確認公募への移行も考えられる。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き改善取組みを続けるとともに平成27年度は公募を行い競争性を確保する。今後1者応札が続くようであれば、随意契約事前確認公募への移行も検討する。		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人国立美術館(国立西洋美術館)	
案件番号	4	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	国立西洋美術館昇降機及びエスカレーター設備保守点検業務 一式	
契約締結日	平成26年3月6日	
契約の相手方の商号又は名称等	エス・イー・シーエレベーター株式会社	
入札経緯及び結果	国立西洋美術館昇降機及びエスカレーター設備保守点検業務のために入札に付したが、1者応札となった。	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	必要最低限の仕様としている。
②業務等準備期間の十分な確保	×	早期発注(公告期間を早める)を検討する。
③公告期間の見直し	×	公告期間が17日間しか設けることができなかった。
④公告周知方法の改善	○	館外での書面掲示及びHPにて周知している。
⑤電子入札システムの導入	×	導入のメリット及びデメリットを検討している。
⑥業者等からの聴き取り	×	次回入札時の参考のため、聴き取りを行う。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
複数社の製品の保守を一括して請け負える業者が少ないことが、1者応札の要因となっていると考えられるが、公告期間を20日以上設け、競争性を確保する。		
契約監視委員会のコメント		
次回以降は公告期間を20日以上設けることとしてもらいたい。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公告期間を20日以上設けるとともに改善取組を続けていく。		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人国立美術館(国立西洋美術館)	
案件番号	5	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	国立西洋美術館建物管理業務 一式	
契約締結日	平成26年3月12日	
契約の相手方の商号又は名称等	アズビル株式会社	
入札経緯及び結果	国立西洋美術館建物管理業務のために入札に付したが、1者応札となった。	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	必要最低限の仕様としている。
②業務等準備期間の十分な確保	×	早期発注(公告期間を早める)を検討する。
③公告期間の見直し	○	公告期間を20日以上設けている。
④公告周知方法の改善	○	館外での書面掲示及びHPにて周知している。
⑤電子入札システムの導入	×	導入のメリット及びデメリットを検討している。
⑥業者等からの聴き取り	×	次回入札時の参考のため、聴き取りを行う。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
引き続き公告期間を20日以上設け、改善取組を行っていく。		
契約監視委員会のコメント		
今後も改善取組を続けて頂きたい。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
業者等からの聴き取りを行うなど、今後も改善取組を続けていく。		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人国立美術館(国立国際美術館)	
案件番号	6	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	平成26年度国立国際美術館看視業務等委託契約 一式	
契約締結日	平成26年5月8日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社ザ・アール	
入札経緯及び結果	国立国際美術館看視業務等のために入札に付したが、1者応札となった。	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	必要最低限の仕様としている。
②業務等準備期間の十分な確保	×	早期発注(公告期間を早める)を検討する。
③公告期間の見直し	○	公告期間を11日間から20日間に延ばした。
④公告周知方法の改善	○	館外での書面掲示及びHPにて周知している。
⑤電子入札システムの導入	×	導入のメリット及びデメリットを検討している。
⑥業者等からの聴き取り	×	次回入札時の参考のため、聞き取りを行う。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
看視業務においては、年間を通じて人員を確保することが困難であることや予算が限られることが、1者応札の要因となっていると考えられるが、引き続き公告期間を20日以上設け、競争性を確保する。		
契約監視委員会のコメント		
看視業務が美術館のイメージに直接影響すること等の事情から、要求水準が高くなり請け負える業者が少ないことは理解している。引き続き改善取組を続けて頂きたい。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
美術作品や来館者への責任がある業務であるため、慎重に緩和できる条件等が無いのか検討を行う。		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。